

国政選挙における島根県と東京都の投票率の差異に関する比較研究(2)

The Comparative Study on Disparity of Turnout between Shimane Prefectures and Tokyo Metropolis in National Election

光延忠彦

MITSUNOBU Tadahiko

要旨 衆参両院の、いわゆる国政選挙における東京都の投票率は、55年体制の成立以降で見ても逡減状況にある一方で、島根県のそれはほぼ一貫して60%台後半から80%台後半を維持して、依然として47都道府県の首位にある。島根県の投票率の高さは、衆参いずれの選挙においても、全国平均と比較して10%程度、さらに東京都と比較すると20%程度もの乖離があるのである。

そこで、本稿は、「こうした投票参加における自治体での差異は、いかなる要因から生じるものか」。この一端を、国内の先行研究では、必ずしも十分ではなかった「投票者を取り巻く投票参加制度」という視角から接近して、ひとつの解答、すなわち「自治体の裁量による投票所数とその配置状況が影響する」という興味深い結論を、非都市部の島根県、全国平均、都市部の東京都との比較を通じて実証する。

本稿に先行の「国政選挙における島根県と東京都の投票率の差異に関する比較研究(1)」では、

1. 問題の所在と分析枠組み
2. 東京都の投票所配置と自治体有権者の較差
 - 1) 投票所数と投票率
 - 2) 自治体有権者数の較差と投票率

について議論したが、本稿はこれに続く。

3. 島根県の投票所配置と自治体有権者の較差

1) 投票所数と投票率

島根県の有権者数の推移の状況を「55年体制」の成立以降で見ると、67年衆議院議員選挙で若干下がるものの、03年の選挙まで一貫して増加している(図11)。有権者数は50万人から60万人強まで約10万人の増加である。

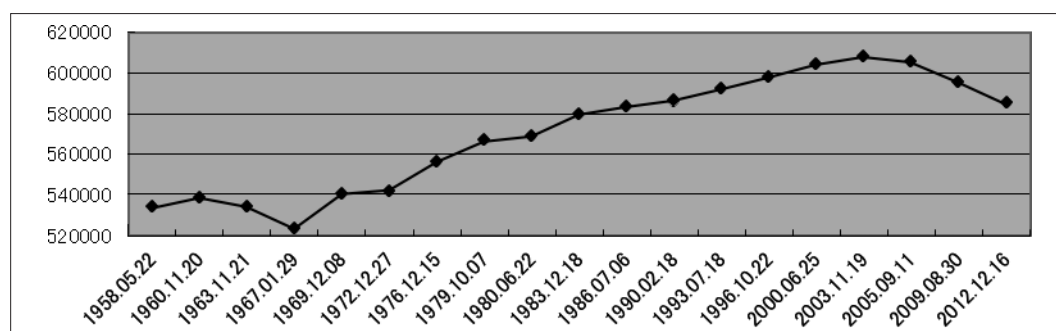


図11 島根県の有権者数の推移 単位 (人)

しかし、島根県の投票所数の推移は、東京都や全国平均とは異なっている。58年選挙から69年選挙までは1千1百台で推移するものの、72年選挙から1千台に落ち、2000年以降ではさらに落ちて9百台までになっている。直近の12年選挙では7百前後にまで減少した(図12)。東京都の場合とは逆に島根県の投票所数は長期逡減の状況を示しているのである。

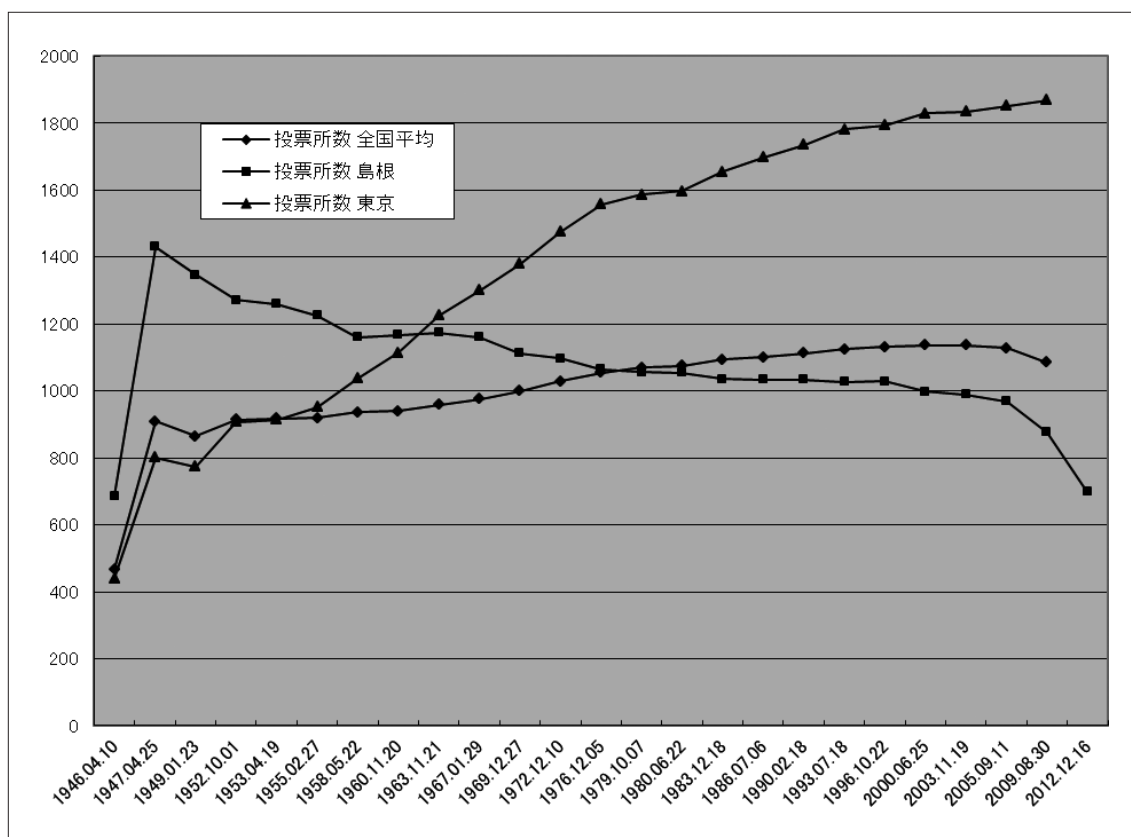


図12 島根県、東京都、全国平均の投票所数の推移

ただ、投票率は全国平均や東京都に比べても高く、依然として全国首位を維持した。減少したのは90年代中葉以降の20年弱余りでしかない(図1、図2)。島根県の投票率は、島根県の投票所数の減少にも拘わらず、衆議院議員選挙ではほぼ80%台、参議院議員選挙では70%から80%台を維持できている。一方、東京都の場合は、有権者数の増加に比例するかのように投票所数が増加しているにも拘わらず、投票率は逆に減少傾向を示していた。島根県の事例は東京都のそれとは逆になっている。そこで、投票率と投票所数との関係はどのようなことなのか東京都の場合のように都市部、非都市部で比較してもう少し詳細に見よう。それというのも、東京都の場合と同様に、国政選挙であってもこれを執行するのは基礎自治体の市町村の選挙管理委員会だからである。その際には、基礎自治体の行政区域毎の特徴が見られるであろう。

図13を見ると、市部では長期にわたって低減傾向がないわけではないが、それでも東京都と比べても高い水準を維持できている。町村部は2000年代以降やや下がったもののそれでも80%台の投票率が維持されている(図13)。なぜ高く維持できているのか、この点を

投票所数と選挙当日の有権者数の点から見てみよう。

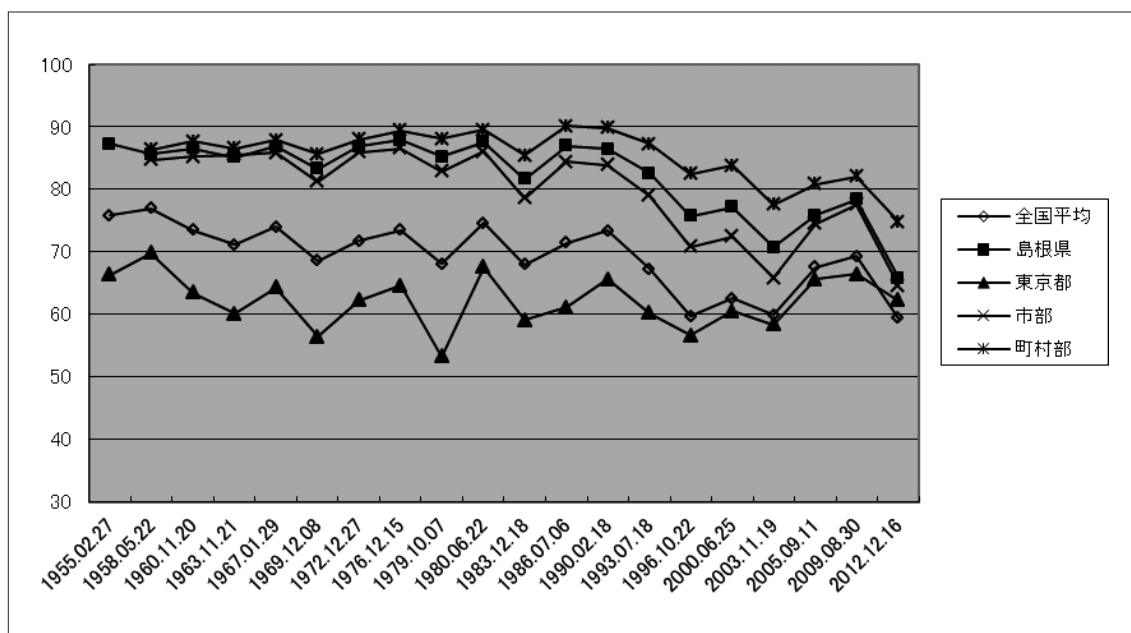


図13 島根県、市部、町村部、東京都、全国平均別の投票率の推移 単位（％）

町村部では2003年選挙まで投票所数がほぼ一定している。大きく減少したのは05年選挙からである。この要因は、後述するように市町村合併や国政選挙費の削減などの外部要因に依るところが大きいように考えられる（図14）。一方、市部では、05年09年、ほぼ2倍に増加した。町村部とは逆である。この要因としては町村部と同様に市町村の合併が挙げられよう（図14）。

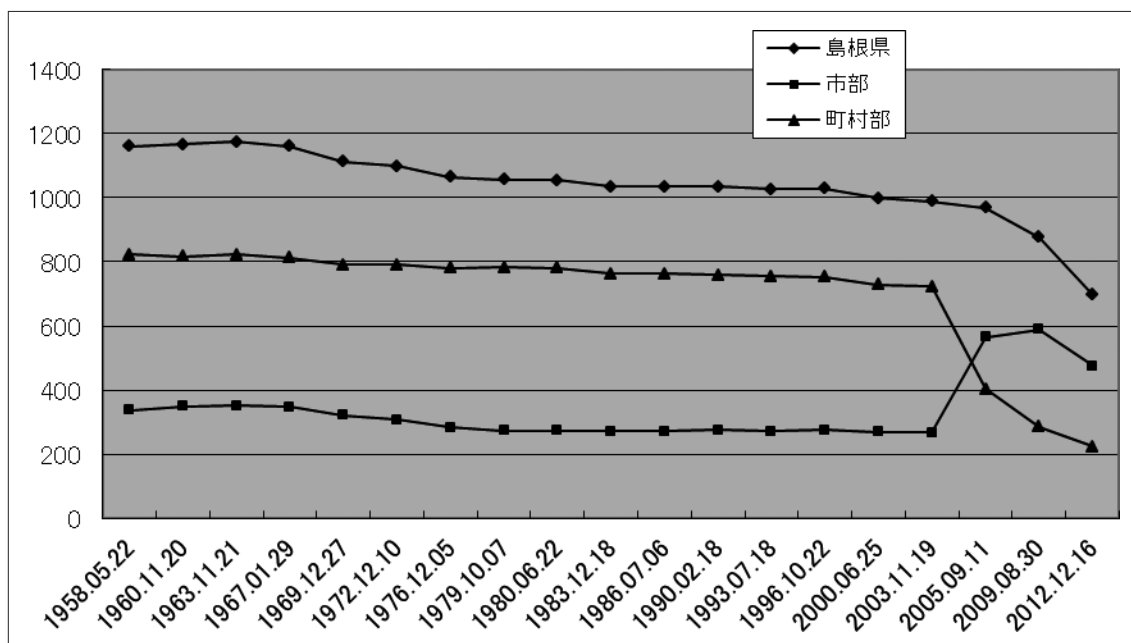


図14 島根県、県内市部、町村部別の投票所数の推移

しかも、そればかりか町村部では投票率も高い（図13）。なぜ町村部の投票率は高位水準を維持できているのであろうか。有権者数が増加すれば、それに沿って投票所数を増やしていったのが東京都の事例であったが、島根県の場合は、どうであったのか、これを次に見て見よう。有権者数の増加と投票所数とがどのような関係で成立しているかということである。それを見たものが、表2である。

これによると、市部も町村部も有権者の移動に合わせて投票所数を調整したようにさえ思われる。特に興味深い点は町村部では有権者数が減っても投票所は減らさず維持している。町村部では有権者が前回選挙から減少してもそれに沿ってその率以上に投票所減らしたのは20回中でわずかに2回の選挙でしかない。以上の状況を市町村別に検証してみよう。それが表3である。

表2 島根県内市部、町村部における有権者数と投票所数の増加率の推移

	市部増加率		町村部	増加率	
	有権者増加率	所数増加率		有権者増加率	所数増加率
1958.05.22	1	1	1958.05.22	1	1
1960.11.20	1.05	1.04	1960.11.20	0.98	0.99
1963.11.21	1.01	1	1963.11.21	0.97	1.01
1967.01.29	1.01	0.99	1967.01.29	0.95	0.99
1969.12.27	1.07	0.93	1969.12.27	0.99	0.97
1972.12.10	1.02	0.95	1972.12.10	0.99	1
1976.12.05	1.05	0.93	1976.12.05	1	0.99
1979.10.07	1.03	0.96	1979.10.07	1.01	1
1980.06.22	1.01	1	1980.06.22	1	1
1983.12.18	1.03	0.99	1983.12.18	1	0.98
1986.07.06	1.02	1	1986.07.06	0.99	1
1990.02.18	1.02	1.01	1990.02.18	0.99	1
1993.07.18	1.02	0.99	1993.07.18	0.99	0.99
1996.10.22	1.02	1.01	1996.10.22	1	1
2000.06.25	1.02	0.98	2000.06.25	1	0.97
2003.11.19	1.01	0.99	2003.11.19	1	0.99
2005.09.11	1.33	2.12	2005.09.11	0.51	0.56
2009.08.30	1.03	1.04	2009.08.30	0.8	0.71
2012.12.16	1.05	0.81	2012.12.16	0.64	0.78
	相関係数 0.9294			相関係数 0.9488	

（注）増加率；いづれの変数も当該選挙年／前回選挙年で作成。

表３ 島根県内全自治体の投票所数の推移

選挙年	島根県	松江	浜田	出雲	益田	大田	安来	江津	雲南
1976.12.15	1,065	140	107	161	72	70	60	45	105
1979.10.07	1,056	140	107	161	63	69	61	45	105
1980.06.22	1,055	140	107	161	63	69	60	45	105
1983.12.18	1,035	139	107	146	63	69	54	45	105
1986.07.06	1,034	139	106	146	63	69	54	45	105
1990.02.18	1,034	140	107	146	63	69	53	46	104
1993.07.18	1,027	141	108	142	63	64	53	46	104
1996.10.22	1,028	143	108	141	63	64	53	46	104
2000.06.25	998	144	108	135	63	57	37	45	103
2003.11.19	989	140	106	134	62	57	35	46	103
2005.09.11	969	139	105	134	62	57	35	46	103
2009.08.30	876	135	104	89	62	56	35	28	103
2012.12.16	698	98	78	89	55	56	33	28	38

奥出雲	飯南	川本	美郷	邑南	津和野	吉賀	海士	西ノ島	知夫	隠岐の島
42	29	20	33	39	39	24	14	13	6	46
42	29	20	33	39	39	24	14	14	6	45
42	29	20	33	39	39	24	14	14	6	45
42	29	20	33	39	39	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	39	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	38	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	38	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	38	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	38	25	14	14	6	46
42	29	19	17	39	38	25	14	13	6	46
42	20	13	17	39	29	25	14	13	6	46
16	20	13	17	24	29	25	14	13	6	46

表３は島根県内全市町村の投票所数の推移である¹⁾。これによると2000年代中葉まででは町村部のみならず市部でも多くの自治体で投票所数がほぼ一定に維持されていたことが分かる。このことから、投票所数は有権者数の増減に拘わらず一定の規模が保たれていた

格好であるということである。こうした状況は、有権者数との関係でどのようなことがいえるのかこの点を次に考えてみよう。

東京都の場合のように、一投票所当たりの有権者数の推移を見ると、市部、町村部とも、全国平均、東京都よりも、一投票所あたりの有権者数が低くなっている（図15；東京都の場合は前稿（1）を参照されたい）。

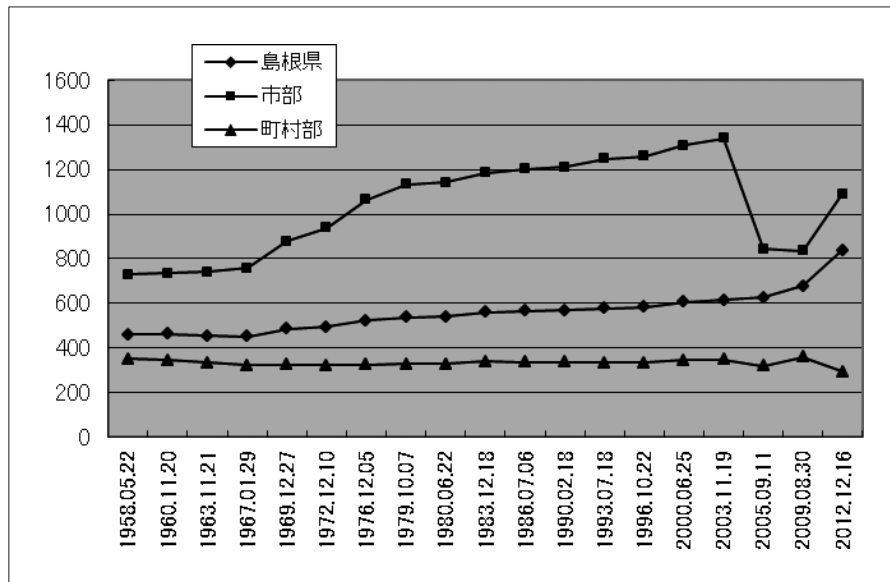


図15 島根県、市部、町村部別一投票所あたり有権者数の推移 単位（人）

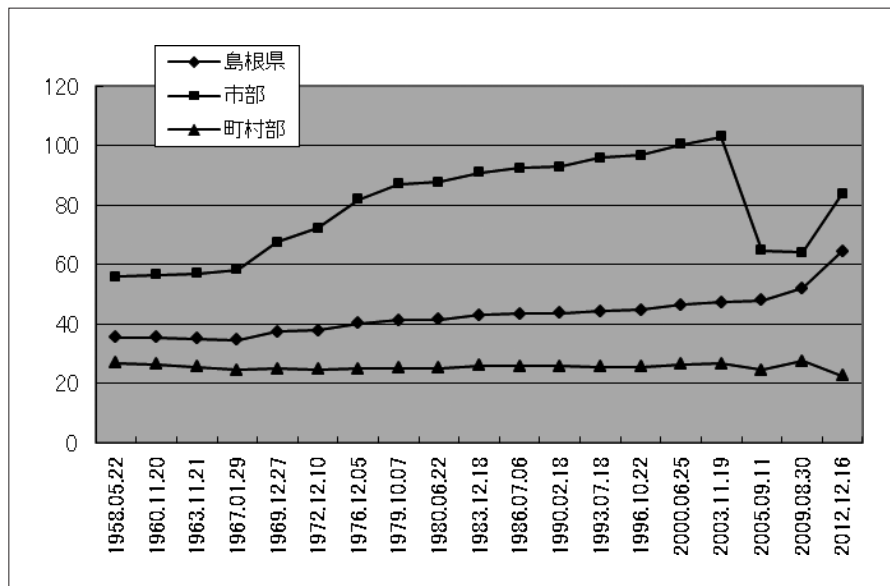


図16 島根県、市部、町村部別1時間あたり有権者数の推移 単位（人）

投票時間の1時間当たりの有権者数の推移を見るとこの傾向はさらに顕著になる（図16）。ここからは市部であろうと町村部であろうと、投票所当たりの有権者数が低いということが読み取れる。

従って、島根県の投票率の高さについての投票所数からの検討では、島根県の投票率の高さを支えていたのは有権者の投票に対する利便性の保障のためであろうか、小規模地域にまで投票所が配置されていたということである。

しかし、このことが有権者の投票行為に資したとはいっても、それが県の投票率を高めたということとは別の問題である。それというのも、市町村では、自治体ごとに県では県をひとつの区域として投票率はカウントされるからである。なぜ県の投票率は高くなっているのだろうか。この点を有権者数の規模の点から検討してみる。

2）自治体有権者数の較差と投票率

島根県内の自治体の投票率は、東京都と同様に、都市部で低く、非都市部で高いという状況になっていた。しかし、有権者数の規模という点から見ると東京都とは異なった状況であった。

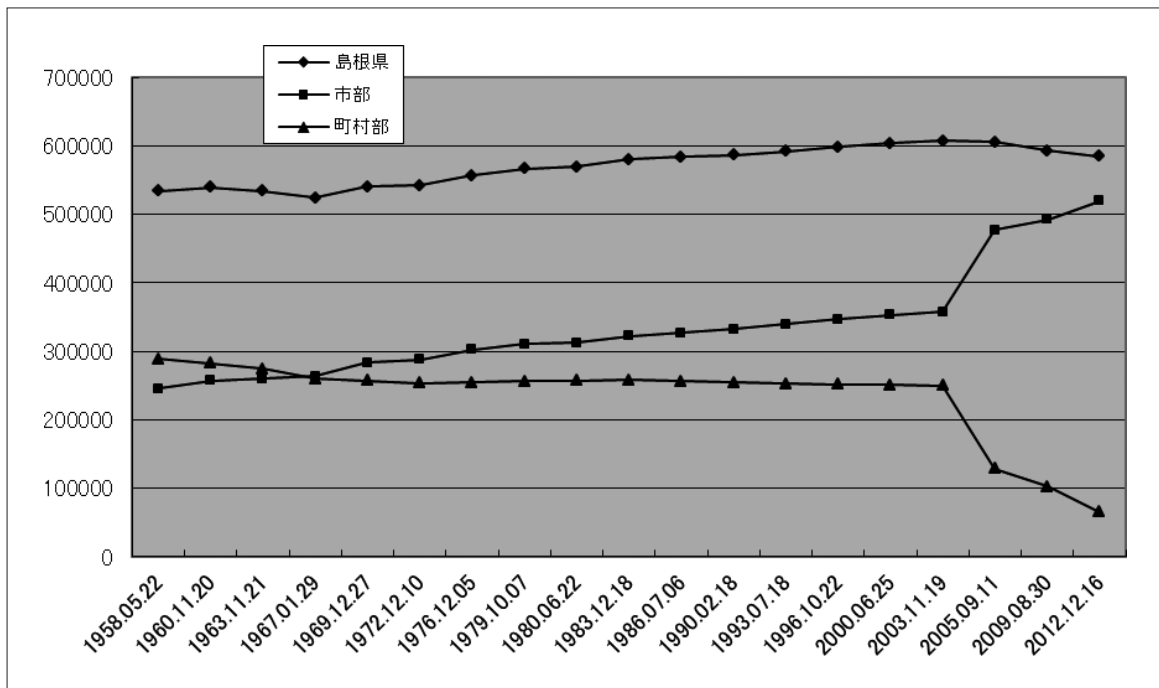


図17 島根県、県内市部、町村部別の有権者数の推移 単位（人）

即ち、図17を見ると、市部と町村部の有権者数はほぼ拮抗していた。そもそも、島根県全体の投票率は、都市部非都市部、すなわち、市部と町村部の自治体の総計（島根県の投票率＝ $\frac{\text{島根県の当日投票者数}}{\text{島根県の当日有権者数}}$ ）で表されるため、都市部で県より低くなっているにもかかわらず、有権者の数の規模が、非都市部のそれとほぼ拮抗していたため、投票率が低い都市部を、投票率が高い非都市部で補完できていたということである。換言すれば、市部、町村部に属する有権者数が、ほぼ拮抗しているため、一般的には低い都市部に対し、高く出る傾向の非都市部が支えて余りある状況を呈していたということである。このため、島根県の投票率は高く推移してきたように考えられる（図18）。

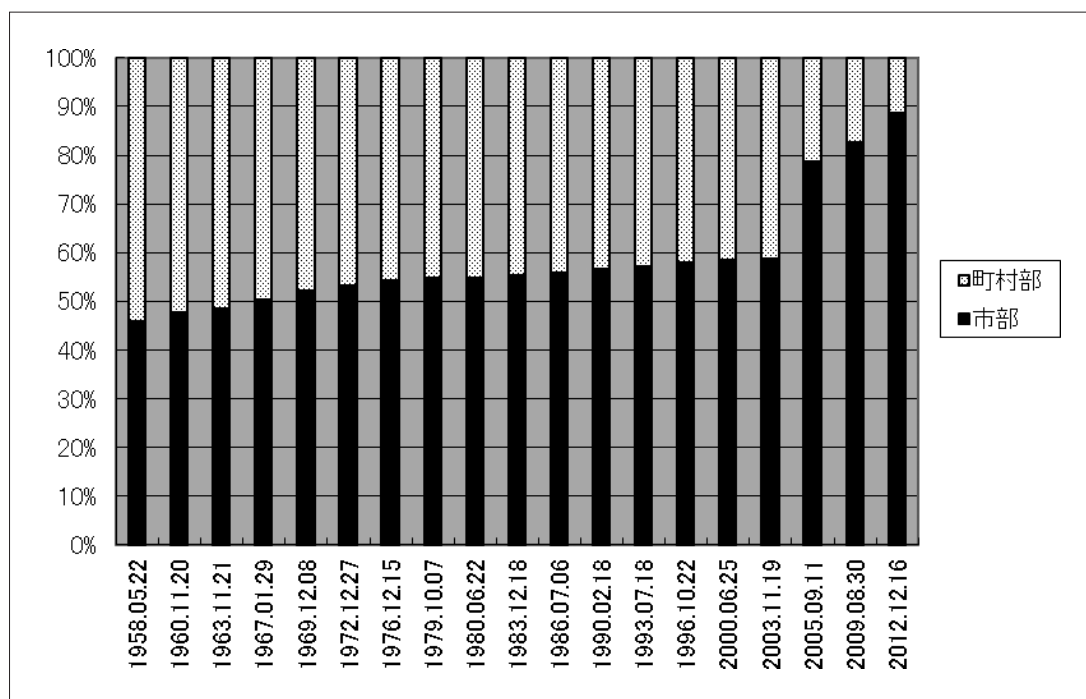


図18 島根県内市部、町村部の有権者の比率の推移 単位 (%)

従って、東京都の場合と島根県の場合との比較から考えられることは島根県では、①基礎自治体レベルでは有権者に対して投票所数が多かったことに加え、②この基礎自治体の有権者数の市部と町村部との間における差異が少なかったこと、そして③この2つの要件がそろった場合に、投票率は高くなっていたという解釈である。では、なぜ、こうした解釈ができるのか、この背景について検討しよう。このことは、有権者数の規模（都市、非都市）の状況と投票所数の分布（一投票所あたりの有権者数）の状況とによって投票率の状況が説明されるということである。

4. 投票管理行政

そもそも投票所数の決定は基礎自治体の裁量になる。1969年に自治省が示した投票所の設置基準によれば、自治体に1箇所設置することは必要であるが、この点が保障されればそれ以上に投票所数を増やすことも自治体の裁量とされてきた²⁾。こうした選挙の執行についての根拠には、総務省設置法第14条、地方財政法第10条の4、公職選挙法第263条、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等がある。具体的には、まず、市町村などの基礎自治体をまとめる都道府県選挙管理委員会が行う事務の経費として、①公営費³⁾、②選挙公報発行費⁴⁾、③啓発費⁵⁾、④開票速報委託費等⁶⁾、⑤市区町村への交付費⁷⁾が総務省から中核自治体の選挙管理委員会に委託される。これを受ける基礎自治体である市町村の選挙管理委員会は、これらの経費のうちの②の選挙公報の配布費用を、また、③では自治体ごとの選挙啓発費を委託される。このため、市区町村に交付される⑤の経費は、市区町村の選挙の執行経費として、投票所経費⁸⁾、期日前投票所経費⁹⁾、ポスター掲示場費¹⁰⁾、開票所費等¹¹⁾に使用される。つまり、中核自治体が総務省から委託される経費は、中核自治体内に関する選挙事務についての経費であり、基礎自治体には、その経費のうちの選挙

の実施事務に関する経費が中核自治体の選挙管理委員会を経由して委託されるという手続きを経る。

こうした経費は、基礎自治体の申請に基づく。市町村の選挙管理委員会は、衆議院、参議院通常選挙などの国政選挙に関して、執行経費基準表を作成して、これを都道府県の選挙管理委員会に申請する。この申請をまとめて中核自治体の選挙管理委員会は総務省に申請する。ここで中核自治体が調整するのは、この申請をまとめる事務のみである。この申請書における各種費用は、当日の有権者数と投票所数とを軸にした詳細な規定に沿った積み上げ方式で積算される。

その際、国政選挙に関する選挙執行事務経費は国費で賄われるが、その反面、執行に関わる事務は、自治省の有権者数3,000人以上の投票所をつくらないという行政指導を別にすれば、投票所の場所の選定と投票所数の決定に関し、自治体の裁量に任されてきた。しかし、こうした制度についても見直しが行われた。ひとつは、市町村合併に伴う投票所数の削減である。多くの自治体は2005年の合併特例債発行の期限の状況から、それまでに多くの自治体が合併した。このため、合併前の市町村の投票所数を継続して合併後にまで維持させた自治体もあれば、合併を期に投票所数を削減したところもある。島根県内自治体の場合では、出雲市、江津市、飯南町、川本町、津和野町の5市町村がこれに当たる。この分岐となった選挙は、07年参議院議員通常選挙と09年の衆議院議員選挙であった。島根県内のA自治体の選挙管理委員会への聞き取り調査によれば、市町村合併に伴って、職員の定数が削減していったにも拘わらず、投票所数は依然として合併前の状況であったため、国政選挙の事務の実施には自治体に大きな負担がかかった。このため、自治体は投票所を削減する地域に出向いて、地域協議会などの住民と市町村選管事務局との協議を行った上で、削減に踏みきった経緯がある。東京都の場合は、投票所数を増加させる方向であったが、これに反し、島根県、鳥取県、岡山県の3県は07年の統一地方選挙時の投票所数から11年の統一地方選挙での投票所数で見ると、削減率は10%以上にもなっていた¹²⁾。ただ、市町村合併によっても、投票所数を削減していない自治体も、島根県の場合でも、現に19市町村のうち松江市、浜田市など14自治体もあったわけだから、必ずしも合併がこうした制度の変更を促したとも言い切れない。自治体によって事情は異なったのである。

次に投票所数が減少するのが、10年参議院（通常選挙）選挙と12年衆議院議員選挙からであった。この要因は、政権交代による¹³⁾。09年8月の衆議院議員選挙で自民党から民主党に政権が交代したことを期に、09年11月には、行政刷新会議による事業仕分けが行われた。この仕分けでの意見等が考慮されて、執行経費基準額が引き下げられる改正案が第174国会に提出された。しかし、審議未了で廃案になったため、10年の参議院議員通常選挙は従来通りの選挙になったが、それでも、総務省は、都道府県および市町村選挙管理委員会に対し、 possible の限り、効率的な選挙の執行に努めるよう行政指導し、あわせて経費の節減を求めた。

しかし、同法案が成立すると、こうした様相は大きく変わる。07年の参議院議員通常選挙では、全国で516.6億円の参議院議員通常選挙における執行経費が委託されたが、同改正案の成立後の10年参議院議員通常選挙では、452.1億円となって13%委託費が減額された。国会議員選挙にかかわる委託費は3年ごとに実施される参議院議員通常選挙において見直しが行われるため、島根県の投票所の規模が減少した要因はこの行政改革によるところが大きい。すなわち、10年の参議院議員通常選挙から、島根県内自治体における投票所

数の減少がこれを説明している。

そうすると、総務省は自治体への国政選挙の執行に関しては、自治体の対応を尊重したため、合併時の統廃合に伴う投票所数の削減はあったものの、これは自治体の都合によるものとすれば、その後の変化は、国の行政指導が顕在化したために行われた政治的变化であったといえよう。

以上の点は、財政支出は国の管理にあっても、実施に伴う裁量はいくまでも自治体に委任するという形態が、行政改革の一環で変化し、この変化によって国政選挙の投票率に変化が生じたものと考えられるということである。

本来、投票所という有権者が投票する実際の「場」、つまり、投票率に大きく関わる投票所の選定とその数については、全国における基礎自治体の数だけのバリエーションが存在する。しかし、これを国が一元的管理する方向になると、効率性の下に主に人口規模の小さい自治体が対象にされるため、総じて投票率の高かった自治体はのきなみ投票率を下げるようになった。

国の自治体に対する国政選挙における選挙行政に関する指導・助言は抑制的である点に端的に現れている。やや詳細に述べれば、国政選挙を所掌する総務省自治行政局選挙部（自治省行政局選挙部）は、日本国内の市区町村選挙管理委員会事務局に対し、1投票所の有権者数は3,000人を上限として、投票所を設置することを主眼として指導はしても、それ以外の点については法令上の事項を除けば、不介入を原則としてきたことにある。また、こうした点は、総務省自治行政局選挙部が都道府県選挙管理委員会事務局に対しても同様の措置を戦後長らく取り続けてきた政策でもある。このため、これ以外の国政選挙の執行に関わる行政については中核および基礎自治体の裁量に任されてきたということである。以上の選挙行政制度が基礎自治体に投票所数をどのように設定し、その配置を如何にするかについては自由度を高める効果があったためである。

5. おわりに

最後に、90年代後半期の日本の国政選挙、特に衆議院議員選挙における投票率の大筋も、この報告の分析枠組みに従って、90年代前半期までと対比しつつ見通すことで捉えられることを示し、本報告の分析枠組みの有効性を考える。

そもそも、地方自治法に規定されている中核自治体内の基礎自治体の成立要件は、2014年の通常国会で、基礎自治体の成立要件の緩和、例えば、中核市や特例市の人口要件が緩和されたという事情はあったものの、「55年体制」の成立以降、市区町村は存在し、またこのような条項は2014年10月現在においても継続されている。また中核自治体の再編は未だになされない状況にあることに鑑みれば、「55年体制」の成立以降も、また90年代中葉以降でも、人口規模による特例市や中核市の成立要件は緩和されても、基本的な中核、基礎自治体を単位とする市町村は残った。以上の90年代中葉以降の国政選挙における日本国内の選挙行政状況は、「55年体制」成立以降90年代初頭までの選挙行政制度をほぼ再現した。

表４ 衆院選挙における、有権者数、投票所数、投票率の比較¹⁴⁾

	衆院選挙年	1980.06.22	割合 (%)	1983.12.18	割合 (%)	2012.12.16	割合 (%)
有権者数 (人)	東京都	8,206,811		8,478,697		10,720,874	
	市区部	8,107,106	98.79	8,372,225	98.74	10,6493,45	99.33
	町村部	99,705	1.21	106,472	1.26	71,529	0.67
	島根県	569,608		580,340		585,351	
	市部	312,659	54.89	322,251	55.53	519,605	88.77
	町村部	256,949	45.11	258,089	44.47	65,746	11.23
投票所数 (実数)	東京都	1,596		1,655		1,870	
	市区部	1,518	95.11	1,574	95.11	1,805	96.52
	町村部	78	4.89	81	4.89	65	3.48
	島根県	1,055		1,035		698	
	市部	274	25.97	272	26.28	475	68.05
	町村部	781	74.03	763	73.72	223	31.95
投票率 (%)	東京都	67.49		59		62.2	
	島根県	87.61		81.63		65.74	

こうした中、表４より投票所数面での衆議院議員選挙における東京都の設置状況は有権者数の増大に伴って増加傾向が基調となった。東京都の投票率が「55年体制」の成立以降最高の80年選挙においても1,596箇所であったものが、次の83年選挙でも1,655箇所に増加した。この状況は直近の12年選挙においても1,970箇所と継続された。また、市区部と町村部との比率も80年選挙で95.11%と4.89%の比率が83年選挙で95.11%、4.89%、さらに12年選挙では96.52%、3.48%となっており、両者の比率の差異は90.22%から93.04%と僅かに2.82%の較差でしかなく、ほぼ90年代中葉までを継続した。

また、当日有権者数の基礎自治体区分別の推移で見ても、80年選挙で市区部が98.79%、町村部が1.21%、83年選挙では98.74%と1.26%、12年選挙では99.33%と0.67%となっており、較差は80年と12年選挙でも1.08%の差異でしかなかった。

これに対し、投票所数面での衆議院議員選挙における島根県の設置状況は、東京都とは逆に、有権者数の増大にも拘わらず、減少傾向が基調となった。島根県の投票率が「55年体制」の成立以降最低の83年選挙においては1,035箇所であったものが、直近の12年選挙では698箇所にまで削減された。これに伴い、市部と町村部との比率も83年選挙での26.28%と73.72%の割合は12年選挙では68.05%と31.95%となり逆転した。しかも、両者の比率の差異は83年選挙での47.44%（町村部－市部）からマイナス36.1%とその差異は絶対値で83.54%にも達し大きく変容した。

また、当日有権者数の基礎自治体区分別の推移で見ると、83年選挙で市部が55.53%、町村部が44.47%で11.06%の差異（市部－町村部）が、12年選挙では88.77%と11.23%となっ

て、較差は77.54%にまで達し両者の差異は66.48%に拡大したのである。

さて、投票率の相対的高低を規定する条件は究極的には有権者の投票参加への意思によるものであったとしても、国政選挙における投票参加制度をめぐる選挙行政の下での特質が一定の環境下では、裁量行政を執行する基礎自治体の選挙管理部門の有権者への投票環境の良好な模索も重要であった。長期に投票率の首位を占めた島根県の事例は、県全体で一投票所あたりの有権者規模を一定程度の水準で維持した帰結として都市部の投票率は通説的理解のように長期逡減傾向に至ったとしても非都市部でのそれが、有権者規模の都市部非都市部との差異を顕在化させなかった。

これに対し、東京都の事例は、投票所あたりの有権者規模が大きく、しかも都市部と非都市部との有権者規模の差異が顕在化したという事情があった。つまり、島根県の事例とは表裏の関係にあったということが理解できる。こうした2つの条件が成立していた90年代中葉までの島根県の投票率は、90年代中葉以降、有権者数の規模の差異という一方の要件を書いたことから90年代後半期以降低下¹⁵⁾した。したがって、本報告の分析枠組みは有効となろう。

さて、2015年4月には統一地方選挙が実施されるが、この選挙でも投票所数の減少が既に予定されている¹⁶⁾。11年4月の統一地方選と比較すれば1,800箇所の投票所が削減される。統一地方選挙は自治体の選挙であるが、自治体の選挙における投票所が国政選挙でも基本的には踏襲されてきた経緯からすれば、国政選挙においても投票所数は2000年代中葉から既に減少傾向を示してきたけれども、これに拍車をかけるかのように減少することになる。得に鳥取県の減少率は大きく前回比で17.3%であるが、しかし同様に減少するのが島根県の16.2%でもある。

地方分権の趨勢下での自治体の自律化が、財政への経済性を追求したことは団体自治の本旨ともいえるが、こうした効率性を重視する思考は、民主主義の基盤を為す選挙とは容易に折り合わない存在であることも忘れられてはならないであろう。

【謝辞】

本稿は、2014年10月11日、早稲田大学政経学術院で開催された2014年度日本政治学会・研究大会の分科会B-5（現代の政治過程における政策と選挙の実証分析）で報告された報告論文に加筆修正を行ったものである。この報告では、2名の討論者から有益な助言を受けた。ここに記して謝意を表したい。

また、この研究を進める上で、島根県選挙管理委員会事務局選挙グループリーダー、栗山政和氏（当時）、並びに、東京都選挙管理委員会事務局広報啓発担当課長、小倉由紀の両氏には資料の提供など、多くのご厚意を頂いた。改めて御礼を申し上げる。

最後に、本稿は平成27年度島根県立大学学術教育研究特別助成金による研究成果の一部である。

注

¹⁾ 市町村合併は、行政区画を変更させるため、島根県内で「平成の合併」が集中した2005年から2006年の以前と以後との市町村の行政領域を調整している。すなわち、合併後の市町村で合併前の市町村を補正している。例えば、雲南市は合併後にできた市であるが、合併前は、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、掛合町、吉田村であったが、この補正ではこれらの投票所数を合計して雲南市の投票所数

に合算している。

- 2) 各自治体に 1 箇所が必置されれば、必要に応じて自治体の選挙管理委員会が決定できることになっている。旧自治省の設置基準では、①投票所までの距離が 3 キロ以上ある場合には解消に努めること。
② 1 投票所当たりの有権者数はおおむね 3 千人までとされた。
- 3) 新聞広告、政見放送、ポスター作成等の費用で候補者に交付される経費。
- 4) 選挙公報の印刷費等にかかる経費。
- 5) 選挙啓発経費。
- 6) 開票速報業務経費。
- 7) これが市区町村の選挙管理委員会に都道府県経由で交付される。
- 8) 投票所に関する人件費等。
- 9) 期日前投票所に関する人件費。
- 10) 掲示場の設置撤去に関する費用。
- 11) 開票所に関する人件費等の費用。
- 12) 『朝日新聞』2010年12月5日朝刊。削減率が10%以上は、既述の3県であるが、5%以上～10%未満の都道府県は、北海道、秋田県、山形県、長野県、三重県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県であった。5%未満の自治体は、東京都、神奈川県、大阪府等、他の自治体である。
- 13) 国会議員の選挙は、地方財政法および公職選挙法の規定に基づいて、国がその経費を全額負担することになっている。この国の負担については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律によるが、この法律が行政刷新会議の事業仕分けにかけられた。
- 14) 既述、東京都、島根県選管の資料から当方が作成した。
- 15) 90年代中葉以降の島根県はもとより、全国平均、おおび東京都の投票率の減少傾向には、次のような事情が背景にあったと考えられる。すなわち、80年代末期の政治腐敗から政治改革の制度化の帰結として96年の衆議院議員選挙における小選挙区比例代表並立制の導入、05年を頂点とした「平成の市町村合併」の進展、09年の政権交代に伴う行政刷新会議における事業仕分けなどである。
- 16) 「統一選の投票所1,800ヶ所減 バス送迎する自治体も」『朝日新聞』asahi.comニュースの記事より。2015年4月に実施される統一地方選挙での投票所が、2011年の際より1,800ヶ所減ることが分かった同紙の取材内容が掲載されている。同紙によると、戦後から増加していた投票所数が2000年代から減少傾向に転じたが、この背景には自治体の財政難があると指摘されている。しかし、過疎化の進行に合わせて今後さらに減少すれば、過疎地に暮らす高齢者の「一票」をどのように守るかが問われるという懸念が提示されている。